



平成19年3月9日

各位

会社名：株式会社レグス
代表者名：代表取締役社長 内川 淳一郎
(JASDAQ・コード番号 4286)
問合せ先：取締役マネジメント部長 古瀬 康弘
電話：03-3408-3090

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年3月28日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法第939条第1項第3号の規定に従い、公告閲覧の利便性の向上および公告費用の削減効果を考慮し、電子公告制度を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことにともない、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、会社法の施行にともなって定款に定めたものとみなされた事項について、変更案第4条（機関）、第9条（株券の発行）および第10条（株主名簿管理人）を新設・変更し、併せて所要の文言の整備等を行うものであります。
 - ② インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ③ 株主総会における議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、現行定款第13条（議決権の代理行使）につき変更を行うものであります。
 - ④ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるように、変更案第23条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑤ 取締役および監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任免除ならびに社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する変更案第26条（取締役の責任免除）および変更案第32条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第26条新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
 - ⑥ その他、会社法の施行にともない、規定の整備、条文の加除にともなう条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に定める経過措置の規程により、平成18年5月1日付で、当社の定款には、以下の定めがあるも

のとみなされています。

- ・ 当社は、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年3月28日

定款変更の効力発生日 平成19年3月28日

以 上

(下線部分が変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社レグスと称し、英文では、LEGS COMPANY,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<以下省略></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式および端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、98,000株とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第6条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱その他株式および端株に関する手続および手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><新 設></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> ②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③当社の株主名簿、端株原簿および実質株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎年決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> ②前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 <現行どおり></p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 <現行どおり></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役を置く。</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、98,000株とする。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 ② 前項の規定にかかわらず、<u>当社は単元未満株式に関する株券は発行しない。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、<u>新株予約権原簿、および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを扱わない。</u></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。	(招集の時期) 第11条 <現行どおり>
<新 設>	<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。
(招集および議長) 第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集および議長) 第13条 株主総会は、 <u>取締役会の決議によって</u> 取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
<新 設>	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む、以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。
(普通決議の要件) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ②商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u>	(決議の要件) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した <u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> ② <u>会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議(特別決議)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は <u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>
(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名押印する。	(議事録) 第17条 株主総会の議事の経過およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、 <u>当会社に保存する。</u>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員 数) 第15条 当社は、取締役7名以内を置く。	(員 数) 第18条 <現行どおり>
(選 任) 第16条 取締役は株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u> ③取締役の選任については、 <u>累積投票によらないものとする。</u>	(選任および解任) 第19条 取締役は株主総会において選任および解任する。 ② 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ 取締役の選任決議は、 <u>累積投票によらないものとする。</u> ④ <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
<新 設>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>②取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p><新 設></p> <p><第19条③から移設></p> <p>(報 酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p><新 設></p>	<p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、<u>代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>その決議により取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>② <現行どおり></p> <p>③ <第24条に移設></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第21条 当会社に監査役2名以内を置く。</p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第27条 当社は、監査役2名以内を置く。</p> <p>(選任および解任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任および解任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ 監査役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第23条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>②前項選任については、<u>第22条第2項</u>に定める規定を準用する。</p> <p>③第1項の定めによりあらかじめ選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>④第1項の定めによりあらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第25条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>② 前項の選任については、<u>第28条第2項</u>に定める規定を準用する。</p> <p>③ <現行どおり></p> <p>④ <現行どおり></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(監査役の責任免除)</p>
<p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第32条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>(営業年度)</p> <p>第26条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎営業年度末</u>に決算を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、<u>毎事業年度末</u>に決算を行う。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>(利益配当)</p> <p>第27条 利益配当は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同決算期最終の端株原簿に記載または記録された端株株主</u>に対しこれを行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第34条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し<u>剰余金の配当</u>を行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第28条 取締役会の決議により、毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>商法293条ノ5の規定による金銭の分配</u>(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第35条 取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当</u>(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p>
<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第29条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(転換社債の転換の時期)</p> <p>第36条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第37条 剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>